様式第４号

# 堺市ひとり親家庭学び直し支援事業給付金支給申請書

年　　月　　日

堺　市　長　　殿

申請者氏名（自署）

（受講開始時給付金・受講修了時給付金・合格時給付金）の支給を受けたいので、堺市ひとり親家庭学び直し支援事業実施要綱第２の１(7)ア(ｱ)、第２の１(7)イ(ｱ)又は第２の１(7)ウ(ｱ)の規定により、次のとおり申請します。

なお、市が対象講座の指定のため、世帯情報及び児童扶養手当受給情報を閲覧し、又は収集すること並びに市町村民税の課税状況に関する調査又は確認を行うことを承諾します。

また、堺市暴力団排除条例（平成２４年条例第３５号）に基づき、審査内容の確認のため必要に応じて関係機関に住所、氏名等申請書に記載されている情報を提供することに同意します。

<table>
<tr><td rowspan="2">１申請者氏名</td><td colspan="3">ﾌﾘｶﾞﾅ</td><td rowspan="2">生年月日</td><td colspan="3" rowspan="2">年　　月　　日生<br>（　　歳）</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>２申請者住所</td><td colspan="3">（郵便番号　　－　　）</td><td colspan="3">電話番号　（　　）　－<br>携帯電話番号（　　）　－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">３受講者</td><td>氏名</td><td></td><td>生年月日</td><td colspan="2">年　月　日（　歳）</td><td>続柄</td><td></td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>４受講施設の名称</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>５講座の名称</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>６受講科目</td><td colspan="7">1　　2　　3　　4<br>5　　6　　7　　8</td></tr>
<tr><td>７試験を免除できる科目</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>８受講期間</td><td colspan="7">年　　月　　日　から　　年　　月　　日まで<br>（受講開始日）</td></tr>
<tr><td>９所要費用</td><td colspan="7">入学料　　円、受講料　　円　　合計額　　円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">１０希望する支払金融機関</td><td colspan="3">金融機関名</td><td colspan="4">口座の種類　普通・当座・その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">支店名</td><td colspan="4">口座番号</td></tr>
<tr><td colspan="7">口座名義（カタカナ）</td></tr>
<tr><td>１１申請者が児童の場合（申請者の法定代理人が記入）</td><td colspan="7">上記の内容について、確認しました。<br>年　　月　　日<br>（申請者の法定代理人氏名）（自署）　　本人との続柄（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="8">（備考）</td></tr>
</table>

※記入に係る注意事項について裏面に記載しておりますので、確認しながら記入をしてください。

申請に当たっては、次の内容を御確認の上、申請者が自署してください。申請者本人が自署しない場合、記名押印をしてください。

堺市ひとり親家庭学び直し支援事業実施要綱に基づき、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるときは、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の支給を受けることができず、これらの給付金の返還を求められても異議のないことを誓約します。

年　　月　　日

申請者氏名（自署）

（裏面）

注意

1　申請者氏名（自署）欄において、申請者が自署しない場合は、記名押印をしてください。
2　申請者の法定代理人氏名（自署）欄において、申請者の法定代理人が自署しない場合は、記名押印をしてください。
3　受講開始時給付金の支給申請期間は、受講開始日から起算して３０日以内です。
4　受講開始時給付金の支給申請における所要費用については、受講開始のために支払った入学料、受講料を記入してください。
5　受講修了時給付金の支給申請期間は、受講修了日から起算して３０日以内です。
6　合格時給付金の支給申請期間は、高卒認定試験の合格日から起算して４０日以内です。
7　合格時給付金の支給申請における「９所要費用」については、受講修了時給付金の算定基礎となった入学料及び受講料を記入してください。
8　免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。